

SMASH-Web ご利用規定

1. (サービスの定義・端末機の利用方法・サービス利用について)

- (1) SMASH-Web (以下「本サービス」といいます) とは、静銀経営コンサルティング株式会社 (以下「SMC」といいます) 所定のブラウザ (Web 閲覧ソフト) を搭載したインターネットに接続できるパソコン等 (以下「端末機」といいます) により、「しずおかワイドネットサービス」または「介護保険ワイドネットサービス」 (以下あわせて「代金回収サービス」といいます) の委託者と SMC との間の口座振替データ等の授受を行うサービスです。
- (2) 本サービスの利用にあたっては、SMC が別途定める方法および操作手順にもとづいて端末機を操作し、SMC 所定の URL にて口座振替データ等を送受信してください。
- (3) 本サービスでは、委託者からの依頼であることを確認するため、ログイン ID、パスワードを使用します。
- (4) 委託者は、インターネットを使用することに起因するリスク、および SMC が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、リスクを承諾したうえでサービスを利用するものとします。
- (5) 本サービス申込後、ご利用開始の準備が整い次第、その旨のご案内をお渡しします。
- (6) 本サービスの利用時間は、SMC 所定の日および時間内とします。ただし、SMC は委託者にあらかじめ通知することなくこれを変更することができるものとします。
- (7) 本サービスを利用する場合の通信費等の費用は、委託者が負担するものとします。

2. (SMASH-Web サービス内容)

(1) 請求明細データの送信

- ① SMASH-Web では、委託者からの端末機による依頼にもとづき、委託者にて作成した全銀協統一フォーマット形式の請求明細データを SMC に送信することができます。
- ② SMC にて受信したログイン ID およびパスワードに該当する委託者情報と、請求明細データ内の委託者情報が一致した場合、および送信者にて入力する件数および金額が請求明細データ内の件数および金額と一致した場合には、SMC は送信者を委託者とみなし請求明細データを受付します。
- ③ 受付た請求明細データを用いて、別に締結した「代金回収事務委託契約書」にもとづき、振替を行います。
- ④ 送信済みの請求明細データの訂正依頼は、SMASH-Web から取扱いできません。請求データ締切日までに請求データを訂正する場合は、ワイドネット担当あてに連絡および訂正依頼を行ってください。

(2) 振替結果データの受信

- ① SMASH-Web では、委託者からの端末機による依頼にもとづき、SMC にて作成した振替結果データを受信することができます。
- ② 振替結果データは、別に締結した「代金回収事務委託契約書」にもとづき、受け渡しを行います。
- ③ 振替結果データは過去 1 2 ヶ月分が受信可能となります。1 3 ヶ月以上経過した振替結果データの受信はできません。
- ④ 代金回収サービスを解約した場合、最終振替日より 1 ヶ月経過後に振替結果データの受信はできなくなります。

(3) 精算報告書および結果明細等 (以下、「還元資料」といいます) の提供

- ① SMASH-Web では、委託者からの端末機による依頼にもとづき、SMC にて作成した還元資料を受信することができます。
- ② 還元資料は、別に締結した「代金回収事務委託契約書」にもとづき、受け渡しを行います。

③還元資料は過去 12 ヶ月分が受信可能となります。13 ヶ月以上経過した還元資料の受信はできません。

④代金回収サービスを解約した場合、最終振替日より 1 ヶ月経過後に還元資料の受信はできなくなります。

3. (サービスの提供中止)

- (1) SMC は、本サービス用設備の保守点検その他やむを得ないとき、本サービスの提供を一時的に中止することができるものとします。
- (2) 本サービスの提供を中止するときには、あらかじめその旨ホームページ等にて委託者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、このかぎりではないものとします。
- (3) 本サービスの提供中止により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について、SMC は責任を負いません。

4. (海外からの利用)

本サービスの利用は、原則として、国内からの利用に限るものとし、委託者は、海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。

5. (登録事項等の変更)

パスワードやメールアドレス等のインターネット上で登録した情報を変更する場合は、SMC 所定の方法でインターネット上から変更してください。

6. (免責事項)

- (1) 天災、火災、騒乱等による不可抗力その他 SMC の責に帰することができない事由により、請求明細データおよび振替結果データの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について、SMC は責任を負いません。
- (2) 本サービス利用の際、送信されたログイン ID およびパスワードと、あらかじめ登録されているログイン ID およびパスワードの一致を確認して取り扱ったうえは、SMC の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については SMC は責任を負いません。委託者は、ログイン ID およびパスワードを第三者に不正利用されないよう厳重に管理するものとします。

7. (秘密保持)

委託者および SMC は、本サービスにより知り得た相手方の情報について、第三者に開示しないものとします。なお、本条の定めは本サービスの解約後も効力を有するものとします。

8. (契約期間)

本サービスの当初契約期間は、申込書記載の申込日から起算して 1 年間とし、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに委託者または SMC から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。ただし、代金回収サービス解約時には自動的に本サービスも解約となります。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

本サービスは、10. (2) ①、② A から E および③ A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、10. (2) ①、② A から E または③ A から E の一にでも該当する場合には、SMC は本サービスの利用申込をお断りするものとします。

10. (解約等)

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも書面によって解約できるものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、SMC は何等の催告も要せず直ちに本サービスの利用を停止し、本サービスを解約することができるものとします。

①委託者が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②委託者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③委託者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて SMC の信用を毀損し、または SMC の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

1 1. (規定の変更)

- (1) SMC はこの規定を、SMC のホームページに掲示することにより変更できるものとします。
- (2) 変更日以降、委託者が新たに本サービスを利用したときには、変更後の規定を承認したものとみなします。

1 2. (規定の準用)

この規定に定めがない事項については、別に締結した「代金回収事務委託契約書」により取り扱います。

以 上